

川崎市立川崎病院共同利用病床運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市立川崎病院（以下「病院」という。）の病床を、地域医療機関からの共同利用の申し入れにより、適切かつ速やかに利用できるように必要な事項を定めることを目的とする。

(共同利用の内容)

第2条 病床の共同利用に関する要件は、原則として次に掲げるとおりとする。

- (1) 病院の連携登録医からの依頼に基づくものであること。
- (2) 急性期医療を必要とする患者であって、病院の診療科での診療が可能な患者であること。
- (3) 連携登録医と病院の医師が協力して診療にあたるものであること。
- (4) 共同利用の時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。

(共同利用病床)

第3条 共同利用に供する病床は、次に掲げる6床とする。

- (1) 11階南病棟1119号室（4床のうち1床）
- (2) 11階北病棟1167号室（4床のうち1床）
- (3) 13階南病棟1301号室（4床のうち1床）
- (4) 13階北病棟1366号室（4床のうち1床）
- (5) 14階南病棟1401号室（4床のうち1床）
- (6) 14階北病棟1463号室（4床のうち1床）

(共同利用の申込手続き等)

第4条 病床の共同利用を行う際の手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 連携登録医は、共同利用病床利用申込書及び診療情報提供書並びにその他必要と認められる書類等を病院の患者総合サポートセンターに提出する

ものとする。

(2) 患者総合サポートセンターは、前号の申込書等の提出を受けたときは、速やかに診療科と入院日程等の調整を行い、その結果を連携登録医に連絡するものとする。

(3) 前号の調整後、病院の医師は、入院申し込みに係わる電子カルテ入力を行うものとする。

(その他)

第5条 その他共同利用病床について必要な事項は、患者総合サポートセンターが関係部署と協議のうえ、地域医療支援病院運営委員会に諮るものとする。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。